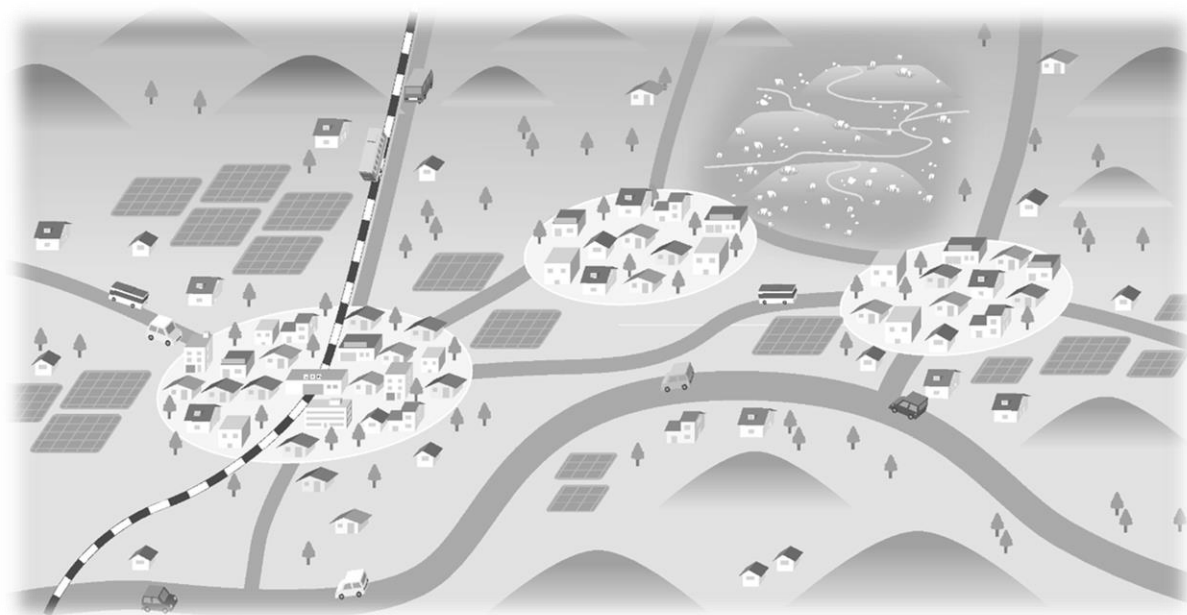


美祿市都市・地域拠点活性化計画



令和 2 年 3 月

美 祿 市

目 次

第 1 章	美祢市都市・地域拠点活性化計画について	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の概要	2
第 2 章	集約型都市構造形成の必要性	3
2-1	上位関連計画の整理	3
2-2	都市の現況	6
2-3	都市構造の分析	33
2-4	集約型都市構造形成の必要性	47
第 3 章	集約型都市構造形成に関する基本方針	49
3-1	都市づくりの方針	49
3-2	集約型都市構造形成の方針	50
第 4 章	都市機能を維持・誘導する区域	52
4-1	区域設定の考え方	52
4-2	都市機能を維持・誘導する区域	54
第 5 章	維持・誘導する都市機能施設	59
5-1	維持・誘導する都市機能施設の考え方	59
5-2	各拠点において維持・誘導する都市機能施設	60
第 6 章	都市機能を維持・誘導するために市が行う施策と目標指標	63
6-1	市が行う施策	63
6-2	目標指標	65
第 7 章	計画の進行管理と見直し	66

第 1 章

美祢市都市・地域拠点活性化計画について

1-1 計画策定の背景と目的

近年、多くの地方都市では急速な人口減少と高齢化に直面し、地域産業の停滞などもあり活力が低下しています。また、住宅や店舗等の宅地化が市街地縁辺部や幹線道路の沿道などで拡散的に進行し、市街地の低密度化が進行しています。一方で、自治体の財政状況は厳しく、拡散した居住者の生活を支える医療・福祉・子育て支援、商業などのサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。

本市においても、平成 20 年 3 月の合併以降、各地域の特色を活かしたまちづくりを進めてきましたが、人口減少と高齢化は着実に進んでおり、人口構造の変化やこれまで整備されてきた道路や下水道などの社会資本の老朽化などにより、今後の市の財政状況は一層厳しくなることが予想されます。

こうした状況下で、本市が安心して暮らせるまちをつくるためには、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地を形成し、便利な医療・福祉・子育て支援、商業などの都市機能が集積した生活利便性の高いまちづくりを進め、市内での消費や就労を促す必要があります。

また、市内各地と市街地を結ぶ重要な交通手段となっている公共交通は、利用者の減少により運行サービスが低下し、さらに利用者が減少するといった悪循環を余儀なくされる路線も多く見られます。今後も、鉄道駅やバス停周辺の人口が減少することで、公共交通の利用者が減少し、現状のサービス水準を維持し続けることが困難になることも懸念されます。一方で、高齢化の進展に伴い、自動車を運転できない交通弱者が増加することが予想される中で、まちの活力を維持するためにも重要な移動手段である公共交通サービスは不可欠といえます。

このような状況を踏まえ、本市では、平成 29 年 3 月に策定した「美祢市地域公共交通網形成計画」との整合を図りつつ、平成 30 年 1 月に「美祢市都市計画マスタープラン」を策定し、目指す将来都市構造を「将来にわたって誰もが住みたいと思う、便利な都市機能が集約され、ネットワーク化された“集約型都市構造”」としております。

この計画は、美祢市都市計画マスタープランに基づき、都市拠点（本庁周辺）及び地域拠点（各総合支所周辺）のそれぞれの特性に合った便利な都市機能が集積する市街地を形成し、市内各地を公共交通等のネットワークで結ぶことで、誰もが住みたくなる、住み続けたいと思う、持続可能なまちの実現を目指します。



図 1.1.1 持続可能なまちのイメージ

1-2 計画の概要

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、第二次美祢市総合計画で示された将来像「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」と美祢市都市計画マスタープランで示された都市づくりの理念「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす 住みたいと思うまち・交流拠点都市 美祢市」を実現するための計画であり、その位置付けは、以下のとおりです。

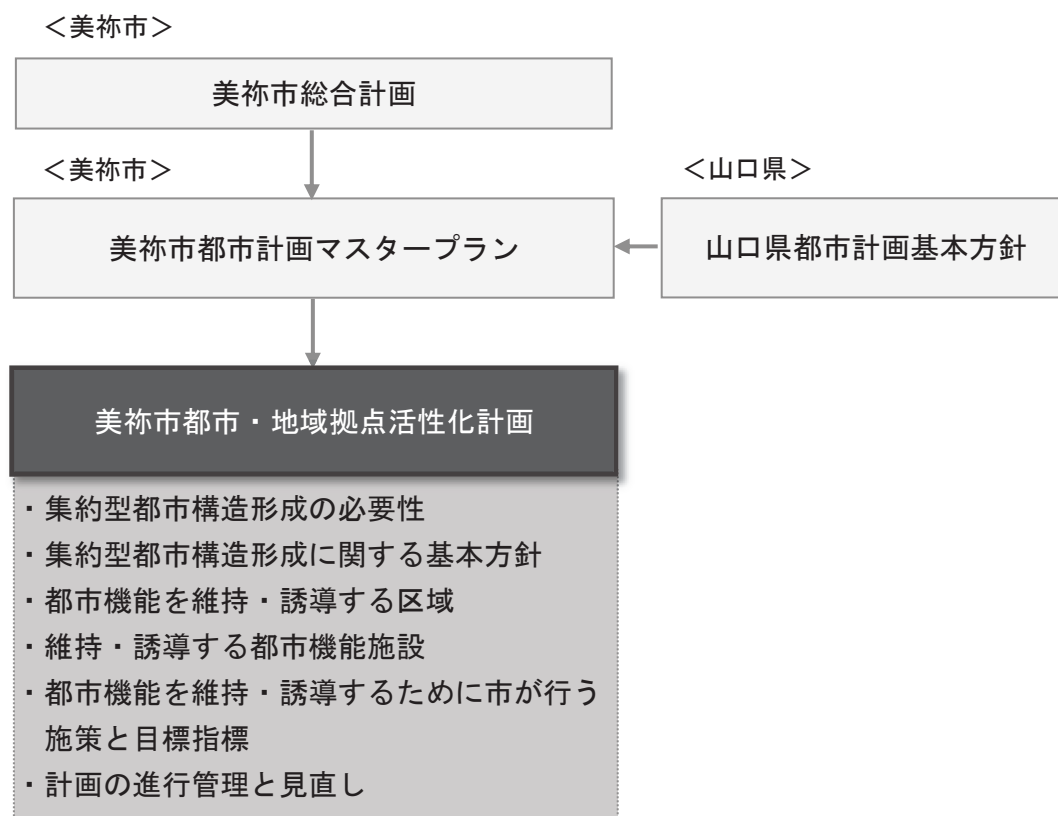


図 1.2.1 本計画の位置付け

(2) 対象区域

本計画が対象とする区域は、美祢市全域とします。

(3) 計画期間

本計画の目標年度は、美祢市都市計画マスタープランと同様の令和 18(2036)年度とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜計画の見直しを行います。

●計画期間：令和 2 (2020) 年度～令和 18 (2036) 年度